

## 訪問介護 重要事項説明書

2024.8.1 現在

### » 事業所概要 «

#### (1) 提供できるサービスの種類と地域

法人名	NPO法人アクト練馬たすけあいワーカーズエプロン
法人ホームページアドレス	http://epuron.ico.bz/
事業所	NPOエプロン訪問介護（2000年4月1日開設）
所在地	〒177-0041 東京都練馬区石神井町8-53-24
電話番号	TEL 03-6915-9325 FAX 03-6915-9316
E-mail アドレス	epronko@extra.ocn.ne.jp
サービス	訪問介護 介護予防・生活支援サービス
介護保険指定事業所番号	1372002533
提供地域	練馬区

#### (2) 職員体制

	資格	常勤	非常勤	合計
管理者 (サービス提供責任者兼務)	介護福祉士	1	0	1
サービス提供責任者	介護福祉士	2	0	2
	実務者研修修了者	1		1
コーディネーター (総合事業責任者)	介護福祉士	0	3	3
	初任者研修修了者		2	2
訪問介護員	介護福祉士	1	14	15
	初任者研修修了者等	0	12	12
	区総合事業研修修了者	0	4	4
事務職		1	0	0

#### (3) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日 午前9時から午後5時
サービス提供時間帯	月曜日から日曜日 午前6時から午後10時
休業日	12月29日から1月3日まで

### » 当事業所の特徴 «

- ・ NPO法人として営利を目的とせず、利用者の立場に立ったサービスを第一に考えます
- ・ チームを組んでサービスにあたります。また、担当の専任コーディネーターにより、迅速な対応をいたします
- ・ 利用者のプライバシーを守ります
- ・ 地域の保健・医療・福祉サービス等と連携したサービスの提供に努めます
- ・ 援助技術の向上のために、定期的にヘルパーの研修を行っています
- ・ 介護保険外での自立援助サービスや、障害福祉の居宅介護サービスを行っています

≫ サービス内容 ‹

身体介護	食事介助、排泄介助、更衣、整容、入浴介助、清拭、洗髪、 服薬介助、体位交換、移動・移乗介助、通院介助、その他必要な身体介護
生活援助	調理、衣類の洗濯・補修、住居の掃除、整理整頓、生活必需品の買い物、 その他必要な家事

■ご注意 ———— 介護保険では次のようなサービスは支給の対象になりません

- ① 利用者ご本人が不在の時  
※ ご家族按分の場合、訪問中はお二人に在宅していただきます
- ② 利用者ご本人以外の部屋の掃除や、家族のための食事の用意や洗濯など
- ③ 日常の家事の範囲を超える援助(大掃除、窓拭きなど)
- ④ 来客の対応、庭の草取り、花木の水遣り、ペットの世話など
- ⑤ 医療行為
- ⑥ 年金等の管理、金銭の貸借

≫ サービス計画について ‹

- ・ ケアマネジャーのプランに基づき訪問介護計画書を作成し、利用者の同意を得てサービスを提供します
- ・ 訪問介護計画書は定期的に見直しをします
- ・ 毎月末に翌月の訪問予定表(サービス計画表)を作成します

≫ 緊急時・事故発生時の対応方法 ‹

- ・ サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、別紙「緊急時の連絡先」に記載のある、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業所等へ連絡いたします
- ・ サービスの提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する区市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業所に連絡するとともに、必要な対応をいたします。
- ・ 利用者に対する指定訪問介護、練馬区総合事業訪問型サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行なうものとします。

≫ サービスについての相談・苦情窓口 ‹

- ① エプロンの相談・苦情窓口(月曜日から土曜日 午前9時～午後5時)

※ ご不明な点は何でもご相談ください

電話	03-6915-9325	FAX	6915-9316
担当	大友 依里(管理者)		

- ② 市区町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます

※ 練馬区の相談・苦情窓口

- ・担当の地域包括支援センター

(月曜日から土曜日 午前8時30分～午後5時15分)

地域包括支援センター
------------

- ・練馬区保健福祉サービス苦情調整委員(月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時)

電話	03-3993-1344
----	--------------

③ 東京都国民健康保険団体連合会に苦情申し立てを行うことができます

※ 苦情受付専用電話(月曜日から金曜日 午前9時～午後5時)

電話 03-6238-0177

担当 介護保険部相談指導課

≫ 虐待防止のための措置に関する事項 ≪

事業所は、虐待防止に関する指針を整備し、虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に十分周知します。従業員に対し虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的実施します。虐待防止のための以上の措置を適切に実施するための担当者を選定します。

虐待の防止に関する担当者名	大友 依里 (管理者)
---------------	-------------

≫ 第三者評価の実施状況 ≪

なし

≫ 利用料金について ≪

<利用料>

訪問介護サービスが介護保険の適用を受ける場合、所得に応じて利用料金の1割、2割または3割をお支払いいただきます。

料金については別紙「訪問介護サービス料金表」をご覧ください。

介護保険の給付限度額を超えた場合、限度額を超えた分は自己負担になります。

訪問介護サービスが介護保険の適用とならない場合は、全額が自己負担となります

利用者の保険料の滞納等により、保険給付金が事業者(エプロン)に支払われない場合は介護保険適用外の料金をいただきます。

※サービス提供証明書を発行いたしますので、後日市区町村の窓口へ提出されますと、差額の払い戻しを受けられる場合があります

<キャンセル料>

利用者のご都合によりサービスを中止する場合は、キャンセル料をいただきます

ご利用の前日午後5時までにご連絡を頂いた場合	無料
ご利用の前日午後5時以降にご連絡を頂いた場合	1000円

但し、緊急な入院、死亡の時にはいただきません

<その他自費サービス>

・エプロンではNPO・ACTと連携し、アクトつながるケア(自立援助サービス)を行っています。アクトは会員制の組織で、会員同士のたすけあいによる地域でのまちづくりを進めています。

介護保険では対応できないサービスをご希望の場合はご相談ください。

ご利用にあたって、まずはアクトの会員(年会費が必要です)になっていただき、アクトつながるケアの契約をしていただく必要があります。

・通院介助のサービスをご希望の場合、介護保険で算定されないヘルパーの待ち時間についてエプロン独自のプラスサービスのご利用が可能です。

事前に契約が必要になりますのでご相談ください。

### <交通費>

- ・ サービスに要した交通費は、実費をいただきます
- ・ 訪問に要する交通費は必要ありません(但し、練馬区外の訪問の場合は、実費をいただきます)

### <お支払い方法>

- ・ 原則として郵便局の自動払込にてお支払いいただきます
- ・ 毎月15日までに前月分の利用料金の内訳を記載した明細書及び請求書をお渡します
- ・ 毎月25日に引き落としをいたします。25日に引き落としが出来ないときは、翌月1日に再度引き落としをいたします。金額をお確かめください

### <保険給付・医療費控除のための証明書の交付>

- ・ サービス提供証明書が必要な場合は、いつでもお申し出ください

訪問介護サービスの利用にあたり、利用者に対して重要な事項及び利用料金について説明しました。

(説明者) 氏名

私は本書面により、これからサービスを受ける訪問介護の重要な事項について、事業者から説明を受けました。

年 月 日

利用者 <住所>

<氏名>

(代理人) <住所>

<氏名>

事業者 <事業者名> NPO 法人アクト練馬たすけあいワーカーズエプロン

<住所> 〒177-0041 練馬区石神井町8-53-24

<代表者> 理事長 猪狩英則

事業所 <事業所名> NPO エプロン訪問介護

<住所> 〒177-0041 練馬区石神井町8-53-24